



長崎県公報

目 次

- ◎ 長崎県病院企業団規程 所管課(室)名
 ・長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程 長崎県病院企業団

長崎県病院企業団規程

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和3年3月31日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団管理規程第2号

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程

長崎県病院企業団財務規程（平成21年長崎県病院企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">(病院長への委任並びに総務部長及び事務部長等の決裁)</p> <p>第3条 企業長は、次の各号に掲げる病院の財務に関する事務を当該病院の病院長に委任する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>債権</u>の譲渡の承認に関すること。</p> <p>(6) 略</p>	<p style="text-align: center;">(病院長への委任並びに総務部長及び事務部長等の決裁)</p> <p>第3条 企業長は、次の各号に掲げる病院の財務に関する事務を当該病院の病院長に委任する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>指名債権</u>の譲渡の承認に関すること。</p> <p>(6) 略</p>												
<p style="text-align: center;">(企業出納員)</p> <p>第4条 企業団の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、本部及び病院に企業出納員を置く。</p> <p>2 企業出納員は、次の表の左欄に掲げる箇所にあつては、同表右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">箇所</td> <td>企業出納員に充てる者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部</td> <td>総務部次長の職にある者 <u>(ただし、総務部次長が欠けたときは総務部長の職にある者)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院</td> <td>総務課長（地域病院及び附属診療所にあつては事務長）の職にある者</td> </tr> </table>	箇所	企業出納員に充てる者	本部	総務部次長の職にある者 <u>(ただし、総務部次長が欠けたときは総務部長の職にある者)</u>	病院	総務課長（地域病院及び附属診療所にあつては事務長）の職にある者	<p style="text-align: center;">(企業出納員)</p> <p>第4条 企業団の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、本部及び病院に企業出納員を置く。</p> <p>2 企業出納員は、次の表の左欄に掲げる箇所にあつては、同表右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">箇所</td> <td>企業出納員に充てる者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部</td> <td>総務部長の職にある者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院</td> <td>総務課長（地域病院及び附属診療所にあつては事務長）の職にある者</td> </tr> </table>	箇所	企業出納員に充てる者	本部	総務部長の職にある者	病院	総務課長（地域病院及び附属診療所にあつては事務長）の職にある者
箇所	企業出納員に充てる者												
本部	総務部次長の職にある者 <u>(ただし、総務部次長が欠けたときは総務部長の職にある者)</u>												
病院	総務課長（地域病院及び附属診療所にあつては事務長）の職にある者												
箇所	企業出納員に充てる者												
本部	総務部長の職にある者												
病院	総務課長（地域病院及び附属診療所にあつては事務長）の職にある者												
<p style="text-align: center;">(入札の公告)</p> <p>第127条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 契約担任者は、<u>地令第167条の10の2</u>第1項に規定する総合評価一般競争入札を行おうとするときは、前項に掲げる事項のほか、当該入札が総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準について公告しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(入札の公告)</p> <p>第127条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 契約担任者は、<u>地令第167条の10の2</u>第3項に規定する総合評価一般競争入札を行おうとするときは、前項に掲げる事項のほか、当該入札が総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準について公告しなければならない。</p>												
<p style="text-align: center;">(契約書)</p> <p>第143条 契約担任者が契約をしようとするときは、おおむ</p>	<p style="text-align: center;">(契約書)</p> <p>第143条 契約担任者が契約をしようとするときは、おおむ</p>												

<p>ね次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>契約不適合責任</u></p> <p>(10)～(11) 略</p>	<p>ね次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>かし担保責任</u></p> <p>(10)～(11) 略</p>
<p>(履行遅滞に対する違約金)</p> <p>第149条 契約担任者は、請負者等の履行遅滞があったときは、次の各号に掲げる契約に応じ、当該各号に定める違約金を徴収しなければならない。ただし、<u>その契約及び取引上の社会通念に照らして契約の相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 建設工事契約金額に対し年2.5パーセント</p> <p>(2) 物件の購入未納部分の代金に対し年2.5パーセント</p> <p>(3) 略</p>	<p>(履行遅滞に対する違約金)</p> <p>第149条 契約担任者は、請負者等の履行遅滞があったときは、次の各号に掲げる契約に応じ、当該各号に定める違約金を徴収しなければならない。ただし、<u>天災事変等によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 建設工事契約金額に対し年2.6パーセント</p> <p>(2) 物件の購入未納部分の代金に対し年2.6パーセント</p> <p>(3) 略</p>
<p>(権利義務の譲渡等の制限)</p> <p>第150条 略</p>	<p>(権利義務の譲渡等の禁止)</p> <p>第150条 略</p>
<p>(催告による契約の解除)</p> <p>第152条 契約担任者は、請負者等が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、<u>その期間内に履行がないときは、その契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>履行期限内に契約を履行しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>正当な理由なく、引き渡された目的物（引き渡しを要しない場合にあつては、契約担当者が完了確認した給付（無形目的物）をいう。）の種類、品質又は数量に関して契約不適合がある場合の履行の追完がなされないとき。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(削除)</p> <p>(催告によらない契約の解除)</p> <p>第152条の2 契約担任者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合においては、催告その他の手続を要することなく、直ちにその契約を解除することができる。</p> <p>(1) <u>契約を履行できないことが、明らかであるとき。</u></p> <p>(2) <u>契約の相手方が、その契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p>(3) <u>契約の相手方の債務の一部の履行が不能である場合又は契約の相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</u></p> <p>(4) <u>契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約の相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方がその債務の履行をせず、契約担任者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p>(6) <u>契約の相手方が、その催告による解除権によらないで</u></p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第152条 契約担任者は、請負者等が次の各号の一に該当する場合は、その契約を解除することができる。</p> <p>(1) <u>請負者等の責めに帰する理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 略</p> <p>2 <u>契約担任者は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、契約解除通知書（様式第58号）によりその旨を請負者等に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>契約担任者は、契約を解除した場合において必要があるときは、履行部分及び持込工事事用材料に対して相当と認められる対価を支払い、これを引き受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p>

<p>その契約の解除を申し出たとき。 (解除に伴う措置)</p> <p><u>第152条の3 契約担任者は、第152条及び前条の規定により契約を解除しようとするときは、契約解除通知書（様式第58号）によりその旨を契約の相手方に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 契約担任者は、契約を解除した場合において必要があるときは、履行部分及び持込工事用材料に対して相当と認める対価を支払い、これを引き受けることができる。</u></p>	
<p>様式第22号、様式23号、様式第24号及び様式25号中「十八・親和銀行」及び「親和銀行」を「十八親和銀行」に改める。</p>	

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所